



青森県報

第二千四十二号

平成十四年七月三日(水曜日)

目次

告 示

字区域の変更……………(市
振興町
課村) …… 一

保安林の指定解除予定……………(林
政 課) …… 一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) …… 二

換地処分……………(農村整備課) …… 三

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) …… 三

県有地の売却に係る一般競争入札……………(経 理 課) …… 三

建設業者の許可の取消し……………(八戸/県土
整備事務所) …… 四

雑 報

八甲荘新館(新名称「ラ・プラス青い森」)で使用される
物品の購入に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人 事 課) …… 四

正 誤

昭和五十五年六月七日、昭和五十八年三月十七日及び平成
二年十二月二十八日定例選挙管理委員会中……………(選
挙管
理委
員会
事務局) …… 五

告

示

青森県告示第三百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、弘前市長から弘前市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十四年七月四日からその効力を生ずるものとする。

平成十四年七月三日

青森県知事 木 村 守 男

弘前市大字鬼沢字菖蒲沢一七三の二、二二〇を大字鬼沢字鶴喰に編入する。

青森県告示第三百三十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木 村 守 男

一(一) 解除予定保安林の所在場所

上北郡十和田湖町大字奥瀬字惣辺山一・字尻辺山一(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的
水源のかん養

- (一) 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
 - (二) 解除予定保安林の所在場所
上北郡十和田湖町大字奥瀬字惣辺山一・字尻辺山一（以上二筆国有林、次の図に示す部分に限る。）
 - (三) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (四) 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルエス弘大前店
弘前市大字富田三丁目七の八外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社マルサン
大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二の一七
代表取締役 上杉邦夫
2 弘前銘醸株式会社
弘前市大字富田三丁目七の一

- 代表取締役 加藤順治
 - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社マルエス主婦の店
弘前市大字和泉一丁目七の一
代表取締役 新戸部洋一
 - 2 弘前銘醸株式会社
弘前市大字富田三丁目七の一
代表取締役 加藤順治
 - 3 株式会社マルサン
大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二の一七
代表取締役 上杉邦夫
- 四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設 小売店舗の営業時間 お買い物のための 売場を設けること に關する事項	大規模小売店舗の施設 小売店舗の営業時間 お買い物のための 売場を設けること に關する事項	大規模小売店舗の施設 小売店舗の営業時間 お買い物のための 売場を設けること に關する事項	平成 一四・七・六
大規模小売店舗の施設 小売店舗の営業時間 お買い物のための 売場を設けること に關する事項	大規模小売店舗の施設 小売店舗の営業時間 お買い物のための 売場を設けること に關する事項	大規模小売店舗の施設 小売店舗の営業時間 お買い物のための 売場を設けること に關する事項	平成 一四・七・六

五 届出年月日

平成十四年六月二十四日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十四年七月三日から同年十一月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年十一月三日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、鬼楢地区の県営土地改良事業に係る鬼沢工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木 村 守 男

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
南津軽郡浪岡町大字下十川字村元五の二及び五の八から五の一七まで、字扇田二九七の一から二九七の一五まで	弘前市大字神田四丁目二の二二 サンアイホーム株式会社
上北郡百石町字下前田九〇の二及び九一の二	栃木県下都賀郡壬生町幸町三丁目二六の四 石田正実

国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

物件	所 在 地	地 目	地 積
1	弘前市大字新里字東里見五九の二	宅 地	二八九・四九平方メートル
2	弘前市大字栄町三丁目一〇の三	宅 地	三五八・二七平方メートル

二 予定価格

物件1 六百八万円

物件2 千十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

四 売却する物件を示す場所

- 物件1 弘前市大字新里字東里見五九の二
- 物件2 弘前市大字栄町三丁目一〇の三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

- 青森市長島一丁目の一
- 青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

弘前市大字蔵主町四

青森県弘前合同庁舎 別館二階会議室

2 日時

物件1 平成十四年七月二十二日 午前十一時

物件2 平成十四年七月二十二日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件1については、平成十四年七月十七日午前十一時から、弘前市大字新里字東里見五九の二において現場説明を行う。

物件2については、平成十四年七月十七日午後一時から、弘前市大字栄町三丁目一〇の三において現場説明を行う。

3 物件1の行政的条件 都市計画上の市街化調整区域（既存宅地）。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 八戸鉄工建設株式会社

二 代表者の氏名 阿部 重雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目六の一七

四 許可番号 青森県知事許可（特・九）第一〇〇一号

五 取消年月日 平成十四年六月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十四年六月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

雑 報

八甲荘新館（新名称「ラ・プラス青い森」）で使用される物品の購入に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項の規定により同令の適用を受ける特定調達契約に準じ、契約の相手方の決定について次のとおり公示する。

平成十四年七月三日

地方職員共済組合青森県支部長 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

1 宴会・客室用備品 一式

2 食器及び調理道具 一式

二 調達方法

昭和六・六 第八六一六号		昭 和 六 ・ 六 七 八 一 九 〇 号	発 行 年 月 日
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		選 挙 管 理 委 員 会 告 示	区 分
第 一 九 号		第 八 五 号	番 号
七		七	ペ ー ジ
上		下	段
後 ろ か ら 八	後 ろ か ら 一 三	三 六	行
十 和 田 東 病 院	高 松 病 院	高 松 病 院	誤
一 〃 の 二 四 七	一 〃 の 二 四 九	一 〃 の 二 四 九	
十 和 田 東 病 院	高 松 病 院	高 松 病 院	正
一 〃 の 二 四 七	一 〃 の 二 四 九	一 〃 の 二 四 九	

選挙管理委員会事務局

購入

三 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
地方職員共済組合青森県支部
青森市長島一丁目の一

四 契約の方法
随意契約

五 契約の相手方を決定した日
一の1から2の物品について、契約の相手方を決定した日はそれぞれ次のとおりである。

六 契約の相手方の名称及び住所
一の1から2の物品について、契約の相手方はそれぞれ次のとおりである。

- 株式会社東北大喜商事
八戸市大字市川町字尻引堤沢三三の二〇
- 株式会社青森洋食器
青森市第一問屋町三丁目三の八

七 契約金額
一の1から2の物品について、契約金額はそれぞれ次のとおりである。

- 八千六百万円
- 九千五百五十万円

八 随意契約の理由
平成十四年五月九日に執行した一般競争入札において、再度の入札に付して落札者がないことから、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第三十条第一項第十一号の規定により、随意契約によることとしたものである。

九 契約の相手方を決定した手続
物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者を契約の相手方としたものである。

正
誤

平成
二九
九号

選挙
管理
委
員
会
告
示

第
八
八
号

九

上

後
ろ
か
ら
四

苑
み
ち
の
く

十
和
田
市
大
字
三
本
木
字
里
の
沢
一
の
二
四
九

苑
み
ち
の
く

十
和
田
市
大
字
三
本
木
字
里
の
沢
一
の
二
四
九

青 森 県	青 森 市 長 島 二 丁 目 一 番 一 号	発 行 所 ・ 発 行 人
青 森 県	青 森 市 古 川 二 丁 目 一 七 番 五 号 東 奥 印 刷 株 式 会 社	印 刷 所 ・ 販 売 人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭